

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
全体			防災課	修正	危機管理課
全体			県消防防災課	修正	県災害対策課
全体			該当部欄の「生涯学習部」	修正	「教育総務部」
全体			「生涯学習部長」	修正	「教育総務部長」
共通編	5	5	第3 気象〈表-川口市の気象〉	修正	表の21年次を削除、31年次のデータを追加し、平均を修正
共通編	7	7	当該頁見出し「1 総人口」以下の文面。	更新	「平成31年1月時点」→「令和2年1月時点」へ 「総人口は603,838人」→「総人口は607,105人」へ 「世帯数は285,043世帯」→「世帯数は290,037世帯」へ 「人口密度は1km <sup>2</sup> あたり9,747人」→「人口密度は1km <sup>2</sup> あたり9,800人」へ それぞれ更新。
共通編	7	7	<表-市の人口・世帯>	更新	最新の統計数値を用いて更新
共通編	7	7	<図-市の人口・世帯の推移>	更新	R02の世帯数・人口総数に基づき、<図-市の人口・世帯の推移>にR02分を追加して更新
共通編	7	7	<図-市の人口・世帯の推移>	修正	折れ線グラフの書式、レイアウトを調整。
共通編	9	9		更新	表一国籍別・外国人住民数
共通編	9	9	④ 精神保健福祉手帳所持者(1・2級)	修正	④ 精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)
共通編	9	9		更新	65歳以上の人口を更新
共通編	9	9	人数 5,698人 備考 平成31年3月末現在の要介護認定者22,199人に在宅割合71.1%と要介護3～5の割合36.1%を乗じたもの	修正	人数 5,576人 備考 令和2年3月末現在の要介護認定者22,836人に在宅割合66.9%と要介護3～5の割合36.5%を乗じたもの
共通編	9	9	②身体障害者手帳所持者(1～3級) 11,344人 平成30年度末 ③療育手帳所持者(A・A) 1,521人 平成30年度末 ④精神保健福祉手帳所持者(1・2級) 2,935人 平成30年度末	修正	②身体障害者手帳所持者(1～3級) 11,482人 令和元年度末 ③療育手帳所持者(A・A) 1,543人 令和元年度末 ④精神保健福祉手帳所持者(1・2級) 3,180人 令和元年度末
共通編	9	9	3 災害時に配慮が必要となる人の文章内、外国人の人数	修正	令和2年4月1日現在の数値に変更
共通編	11	11	6607路線	更新	6606路線
共通編	11	11	1316.3km	更新	1316.7km
共通編	11	11	県道延長72.0	更新	県道延長72.3
共通編	11	11	市道路線数6607	更新	市道路線数6606
共通編	11	11	舗装率93.3	更新	舗装率93.8
共通編	11	11	1316.3	更新	1316.7
共通編	11	11	平成31年4月1日	更新	令和2年4月1日
共通編	12	12		更新	「2 鉄道」本文中の年度及び表中の数字
共通編	12	12	約8万「5」千人	修正	約8万「4」千人
共通編	13	13	一次避難場所 13 536,549 268,275 一とき避難広場 307 3,101,931 1,550,966 合計 322 4,950,673 2,475,338 屋内面積(805,816)、屋外面積(4,146,073) 1人あたりの公共空地面積8.5m <sup>2</sup> /人	修正	一次避難場所 14 572,310 286,155 一とき避難広場 334 3,076,331 1,538,166 合計 350 4,960,834 2,480,418 屋内面積(795,001)、屋外面積(4,165,833) 1人あたりの公共空地面積8.2m <sup>2</sup> /人
共通編	13	13	資料:川口市防災アセスメント調査報告書(平成25年3月)	削除	
共通編	13	13	一次避難場所:身体と生命の安全を相当程度に確保できる場所:青木町公園やオートレース場、西中、南中、芝中、戸塚榎戸公園、川口西公園のほか6つのスポーツセンター	修正	一次避難場所:身体と生命の安全を相当程度に確保できる場所:青木町公園やオートレース場、西中、南中、芝中、戸塚榎戸公園、川口西公園、イナパーク川口のほか6つのスポーツセンター
共通編	14	14	表の「平成31」	更新	表の「令和2」
共通編	15	15	表の「平成31」	更新	表の「令和2」
共通編	71	71	また、市の職員1,000人以上が業務を行い、来庁者も多い川口市本庁舎(本館:昭和34年建築)も耐震性に乏しいとされている。 小・中学校については、平成28年度に耐震化が完了したが、市の防災対策の拠点となるべき市本庁舎等について、順次耐震化・補強工事・改築等を実施する。	修正	市の防災対策の拠点となるべき本庁舎については、耐震性不足が指摘されていた旧本庁舎から、令和2年に、地震に強い免震構造で建築された第一本庁舎へ移転が完了している。 小・中学校については、平成28年に耐震化が完了しており、その他の施設についても順次耐震化・補強工事・改築等を実施する。
共通編	73	73		追加	③ 住宅リフォーム補助金制度の活用 危険ブロック塀の修理や撤去等に対し、その費用の一部を補助する制度を設けている。
共通編	73	73	平成30年度の「平成30」	更新	「令和元」
共通編	73	73	補助金利用は268件の「268」	更新	「276」
共通編	74	74	電話局や局内の機器について、耐震性の強化を図るとともに、停電時にも電話交換機が作動するようバックアップ電源の確保及び通信伝送路のループ化構成による信頼性向上を図る。	更新	通信ビルや通信ビル内の機器について、耐震性の強化を図るとともに、停電時にも通信設備が作動するようバックアップ電源の確保及び通信伝送路の多重化などによる信頼性向上を図る。
共通編	75	75	2 橋梁の整備 災害時の橋梁被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。 市では、原則橋長15m以上の橋梁について耐震補強・架け換えを行ってきた。 また、歩道橋についても順次架け換え・耐震補強を実施している。 今後は、引き続き、橋梁や歩道橋の耐震補強・架け換えなどを実施するとともに、予防保全型管理に係る点検事業に努め、長寿命化を図る目的で、点検や修繕計画に即した修繕を実施する。	修正	2 橋りょうの整備 災害時の橋りょう被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。 市では、原則橋長15m以上の緊急輸送道路に指定されている、または、第三者被害に繋がる恐れのある橋りょうについて耐震補強や改修、修繕を行っている。 また、歩道橋についても同様に実施している。 引き続き、橋りょうや歩道橋の耐震補強や改修、修繕を実施していくとともに、予防保全型管理を促進し、長寿命化修繕計画に基づき、更なる施設の長寿命化を図っていく。
共通編	75	75	平成26年3月	更新	令和2年3月
共通編	75	75	約66.0%	更新	約67.0%
共通編	75	75	平成26年3月	更新	令和2年3月

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
共通編	76	76	平成31年4月1日 公園数458か所 総面積約204.9ha 公園面積は3.39	更新	令和2年4月1日 公園数459か所 総面積約205.1ha 公園面積は3.37
共通編	76	76	「第4 オープンスペースの確保 1 公園の整備」の該当部欄「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	77	77	「第6 避難施設の指定・整備」の該当部欄「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	77	77	1(1)避難場所の指定 文中 一とき避難広場(307か所)	修正	1(1)避難場所の指定 文中 一とき避難広場(332か所)
共通編	77	77	1(1)避難場所の指定①広域避難場所 文中 ・グリーンセンター及び荒川河川敷の2か所を広域避難場所として指定しているが、荒川及び芝川・新芝川の洪水時には荒川河川敷は使用しない。	修正	1(1)避難場所の指定①広域避難場所 文中 ・グリーンセンター及び荒川河川敷の2か所を広域避難場所として指定している。
共通編	77	77	1(1)避難場所の指定 ②一次避難場所 文中 ・震災を想定して市内13か所を一次避難場所として～芝中学校の3か所となる。 ③一とき避難広場 文中 ・震災を想定して市内330か所を指定している。	削除	
共通編	77	77	1(1)避難場所の指定 文中 一とき避難広場(332か所)	修正	1(1)避難場所の指定 文中 一とき避難広場(334か所)
共通編	77	77	一次避難場所(13か所)	修正	一次避難場所(14か所)
共通編	78	78	「(2) 避難所の整備」の該当部欄「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	78	78		追加	「1(1)避難場所の指定」に④を追加するもの。 ④水害時における指定緊急避難場所:現在129か所 ・河川の氾濫や集中豪雨等から生命(いのち)を守る場所として、市内小・中・高等学校や公民館等の公共施設、協定を締結した民間施設を「指定緊急避難場所」として指定する。 ・指定する施設のうち浸水想定区域内にある施設は、想定浸水深よりも高い階層を避難場所として指定すること。
共通編	78	78	2 避難所の指定・整備(1)避難所の指定 項目及び文中 ■震災時の避難所(指定避難所～) 現在市では、震災時の避難所として、小学校～避難所として指定している。 今後、新たに震災時の避難所を～従い指定する。	修正	2 避難所の指定・整備(1)避難所の指定 項目及び文中 ■指定避難所(災害対策基本法第49条の7) 現在市では、小学校～避難所として指定している。 今後、新たに避難所を～従い指定する。
共通編	78	78	2 避難所の指定・整備(1)避難所の指定 ■洪水時の避難場所(指定避難所～) 荒川や芝川・新芝川の洪水時の～35か所指定している。	削除	
共通編	79	79	内水氾濫時一とき避難所の3番と5番が欠番となっている。 一とき避難所の数は最大で35か所のところ、37番まである。	修正	一とき避難所の施設数変更を受けて、番号の修正・削除を行う。
共通編	79	79	<図-洪水時避難所一図>	削除	
共通編	80	80	高齢者や障害者、病弱者のうち、健康状態などへの特別な配慮もしくは介護を要する市民のため、	修正	一般避難所に避難した要配慮者等のうち、介助を要する障害者や高齢者等、避難所での共同生活が困難なため、
共通編	80	80	(4)二次避難所の把握 項目及び文中 市は、避難所の飽和状態を解消するために、避難所を補完する施設を把握しておく。	修正	(4)避難所補完施設の把握 市は、避難所の飽和状態の解消や感染症対策として、指定避難所以外に避難者を受け入れる避難所補完施設となる施設を把握しておく。
共通編	83	83	近年までの本市の沈下量は、約1.5mまで達している。	修正	近年までの本市の沈下量は、最大で約1.5mまで達している。
共通編	83	83	昭和47年以降、沈下は沈静化の傾向にあるが、平成6年、16年のような渇水年には、沈下が拡大する傾向にある。	削除	
共通編	84	84		追加	建設部を追加
共通編	84	84	2 市街地再開発事業などの推進 市では土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び防災性の向上を図るため、耐火率が低く、土地の利用状況が著しく不健全な地域を対象に、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業の活用による改善整備を推進している。今後も市街地再開発事業などによる整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、公共施設の整備、建物の不燃化、耐震化を進めることにより防災性の向上を図る。	修正	2 市街地再開発事業などの推進 本市では、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新等を目的として、耐火率が低く土地の利用状況が著しく不健全な地域を対象に、市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業等による改善整備を推進している。今後もこうした整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化を進め、防災性の向上を図る。
共通編	84	84	本市では、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新等を目的として、耐火率が低く土地の利用状況が著しく不健全な地域を対象に、市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業による改善整備を推進している。今後も整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、公共施設の整備、建物の不燃化・耐震化を進め、防災性の向上を図る。	修正	本市では、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新等を目的として、耐火率が低く土地の利用状況が著しく不健全な地域を対象に、市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業による改善整備を推進している。今後もこうした整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化を進め、防災性の向上を図る。
共通編	86	86	<図-震災時の初動体制概要図・非常体制第2配備> かわぐち市民パートナーズステーション、市社会福祉協議会 ・通訳ボランティア ・医療ボランティア ・一般ボランティア ・福祉ボランティア	修正	<図-震災時の初動体制概要図・非常体制第2配備> かわぐち市民パートナーズステーション、川口市社会福祉協議会 ・一般ボランティア 災害ボランティアセンター対応 ・専門ボランティア 災害ボランティアセンター対応 団体受付については県窓口及び各部対応
共通編	86	86	初動体制概要図中設置場所「鳩ヶ谷庁舎3回会議室」	修正	「第一本庁舎」
共通編	92	92	市民生活部 情報班 の役割	追加	「1 コールセンター担当職員の招集・配備に関すること」を追加し、以降番号繰り下げ。 「3 情報連絡員の連絡調整に関すること」に変更。
共通編	93	94		修正	救助第3部の「副部長担当職名」、「班名」、「班長担当職名」、「分担業務」をそれぞれ修正

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
共通編	94	94		追加	センター班に「新戸塚環境センター建設室長」を追記
共通編	95	95	「経営支援課」	修正	「経営支援課長」
共通編	95	95	食料調達班の「班長担当職名」	追加	「SKIPシティ整備室長」を追加
共通編	95	95	食料調達班の「班長担当職名」	追加	「SKIPシティ整備室長」を追加
共通編	96	96	表「都市施設部」の分担業務欄内文言「下水道施設部」	修正	「上下水道管理部・上下水道事業部」へ変更
共通編	96	96		追加	4 被災住宅内の障害物の除去に関すること。
共通編	97	97	下水道施設部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
共通編	98	98	・総務情報班及び医事医療班の「診療所」 ・施設管理班の「診療所施設」	修正	「安行診療所」
共通編	98	98	医療支援調整班欄内「DMAT」	修正	全角表示
共通編	98	98	下水道施設部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
共通編	98	98	下水道施設部	修正	上下水道管理部・上下水道事業部
共通編	98	98	都市整備管理課長 (庶務担当) 市街地整備室長 街路事業課長	追加	都市整備管理課長 (庶務担当) 再開発課長 市街地整備室長 街路事業課長
共通編	99	99	(上下水道総務班の分担業務)	追加	4 土木施設部、都市施設部及び開発施設部との情報連絡及び相互協力に関すること。
共通編	99	99	施設管理班の「安行診療所施設」	修正	「安行診療所」
共通編	99	99	表内のフォントが「DF華康ゴシック」と「DFP新細丸ゴシック」、フォントサイズが9と9.5が混在	修正	変更の必要がない部分はフォント及びフォントサイズを統一
共通編	99	99	7 土木施設部、都市施設部及び開発施設部との情報連絡及び相互協力に関すること。	削除	
共通編	99	99		追加	4 土木施設部、都市施設部及び開発施設部との情報連絡及び相互協力に関すること。
共通編	100	100	上下施設	修正	上下水道施設
共通編	100	100		追加	土木施設部、都市施設部及び開発施設部との情報連絡及び相互協力に関すること
共通編	100	100	4 浄配水場外周を活用した拠点給水の実施に関すること。	削除	
共通編	101	101		追加	「及び受援体制」の追加
共通編	103	103	監査事務局次長	修正	監査委員事務局次長
共通編	104	104	第一本庁舎(使用できない場合は鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定した施設)	修正	第一本庁舎(被災して使用できない場合は新庁舎2期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設)
共通編	104	104	震災時は、	削除	
共通編	104	104	今後建設する2期棟、立体駐車場(公用車用及び来庁者用)、駐輪場	修正	新庁舎2期棟、新庁舎の駐車場(公用車用及び来庁者用)及び駐輪場
共通編	104	104	第一本庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定する。	修正	第一本庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて、新庁舎2期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設に災害対策本部を設置する。
共通編	104	105		追加	物資備蓄拠点に以下の記載を追加 「沼田公園拠点防災倉庫(計画中)」
共通編	104	104	<表-防災活動拠点> 「県関係防災拠点」項目内 「県立川口高校、県立川口工業高校、県立鳩ヶ谷高校、防災基地、地域振興センター」	修正	<表-防災活動拠点> 「県関係防災拠点」項目内 「県立川口高校、県立川口工業高校、防災基地、地域振興センター」
共通編	104	104	新庁舎の	修正	両建物に付属する
共通編	105	105	「4 広域防災拠点の整備」の該当部欄「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	105	105	荒川三領運動場	修正	三領運動場
共通編	105	105	非常用物資の備蓄・供給を行うため、青木町公園総合運動場と東・芝・安行の3か所のスポーツセンターを物資集積拠点とし、食料・その他生活必需品等を備蓄し、災害対策本部及び地区防災拠点と連携しながら、必要な物資の供給を行う。 防災中拠点との情報連絡体制は、川口市災害情報システム(K-dis)や防災行政無線の可搬型無線機を活用する。	追加	非常用物資の備蓄・供給を行うため、青木町公園総合運動場と東・芝・安行の3か所のスポーツセンターを物資集積拠点とし、食料・その他生活必需品等を備蓄し、災害対策本部及び地区防災拠点と連携しながら、必要な物資の供給を行う。 現在整備中の沼田公園については、施設内に防災倉庫を建設し、非常用物資の備蓄場所における拠点防災倉庫として位置付けるとともに、上記4か所の施設に加え、物資集積拠点に指定し整備を行う。 防災中拠点との情報連絡体制は、川口市災害情報システム(K-dis)や防災行政無線の可搬型無線機を活用する。
共通編	107	107	平成31年4月	更新	令和2年8月
共通編	107	107	// 幹線73号 市道 川口市-73	追加	// 幹線25号 市道 川口市-25 // 幹線73号 市道 川口市-73
共通編	107	108	<表-国・県指定緊急輸送道路等>の表	追加	緊急輸送道路の追加
共通編	109	109	図-緊急輸送道路	修正	「図-緊急輸送道路」を差し替え
共通編	110	110	3 市民への情報伝達 被害や避難に関する情報を市民に提供するため、防災行政無線(固定系・子局216局)を整備している。(平成30年3月現在)	修正	3 市民への情報伝達 災害の発生や避難に関する情報を市民に提供するため、防災行政無線(固定系・子局223局)を整備している。(令和3年3月現在)また、放送が聞こえづらい、聞こえない難聴地域に子局を増設している。 令和3年度以降、高規格スピーカーや高性能バッテリーの導入など防災行政無線の機能強化をはかる。
共通編	112	112	3 被災者支援システムの活用 ～各種義援金の交付処理等を総合的に監視する体制整備を図る。	修正	3 被災者支援システムの活用 ～各種義援金の交付処理等を総合的に管理する体制整備を図る。
共通編	114	114	平成31年4月現在、市内231町会・自治会のうち146町会・自治会を設置対象としており、133町会・自治会に設置している。	更新	令和2年4月現在、市内231町会・自治会のうち146町会・自治会を設置対象としており、136町会・自治会に設置している。

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
共通編	114	114	3 経年防火水槽の補強及び長寿命化 市内には、926基の公設防火水槽があり、50年以上経過している防火水槽は248基ある。50年以上経過している防火水槽は、震災による崩落や老朽化による漏水等で、初期消火用水としての活用ができなくなるが予想される。このことから、経年劣化防火水槽の補強及び長寿命化を計画的に実施する。	更新	3 経年防火水槽の補強及び長寿命化 市内には、930基の公設防火水槽があり、50年以上経過している防火水槽は267基ある。50年以上経過している防火水槽は、震災による崩落や老朽化による漏水等で、初期消火用水としての活用ができなくなるが予想される。このことから、経年防火水槽の補強及び長寿命化を計画的に実施する。
共通編	114	114	装備品等を保管し	更新	装備品等を計画的に整備するほか
共通編	114	114	重機等及び大規模倉庫や地下鉄等での火災に備えた大型ブローア装置を整備する。	更新	重機等、大規模倉庫や地下鉄等での火災に備えた大型ブローア装置、無人航空機での情報収集を行う指揮支援隊の車両及び災害対策情報連絡員を県、市災害対策本部へ派遣するための緊急車両を計画的に整備する。
共通編	114	114	経年劣化防火水槽	更新	経年防火水槽
共通編	115	115	経年劣化防火水槽	修正	経年防火水槽
共通編	117	117	(5)避難場所の管理・運営に関する事項 右欄 市民生活部	削除	(5)避難場所の管理・運営に関する事項 右欄 市民生活部を削除
共通編	118	118	第3 避難体制の整備の該当部欄「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	118	118	「第3 避難体制の整備」の該当部欄 「都市計画部」	修正	「建設部」へ変更
共通編	123	124		修正	埼玉県内災害拠点病院の追加
共通編	125	125		追加	さらに、各避難所の防災倉庫を補完するとともに物資の効率的な運用を図るため、拠点となる防災倉庫を整備する。
共通編	126	126	「(2)避難行動要支援者」の次の行「①次のいずれかに該当する方々だけで世帯を構成する者」の前	追加	「市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な者で、以下の者とする。」を追加
共通編	132	132	NTT東日本災害用伝言ダイヤル171	修正	NTT東日本災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(web171)
共通編	134	134		追加	また、各防災倉庫等を補完するとともに、物資の効率的な運用を図るため、現在整備中の沼田公園において、施設内に防災倉庫を建設し、拠点防災倉庫として位置付けるとともに、物資集積拠点に指定し整備を行う。
共通編	135	135		追加	施設名：沼田公園(計画中) 所在地：大字辻字沼田86-1
共通編	135	135	今後はこれらの資機材を、上位の性能のものに段階的に更新し、給水資機材の充実を図る。	削除	
共通編	137	137	「2 遺体安置所の整備」担当部署	追加	「学校教育部」の追記
共通編	137	137		追加	遺体安置所の整備 該当部欄に「学校教育部」を追加
共通編	138	138		追加	4 防災井戸の整備 避難所においてトイレを流すための生活用水を目的とし、学校の敷地内に防災井戸を設置する。
共通編	140	140	該当部欄の「都市計画部」	追加	「理財部」を追加
共通編	140	140	5 災害による住家の被害認定体制の確立 担当は都市計画部	修正	担当は都市計画部 及び 理財部
共通編	142	142	、北側遊水池駐車場	削除	
共通編	143	143	こうした市民からの相談に対応するため、専用のコールセンターや庁舎、支所への災害相談窓口の設置について～	追加	こうした市民からの相談に対応するため、専用のコールセンターや庁舎、支所への災害相談窓口の設置について、
共通編	181	181	5 介護保険法による措置 災害により財産に損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合などで、納付や負担が困難な場合には、申請により、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額を減免する。	修正	5 介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担額 災害により現に居住する自己所有の住宅や家財等の財産に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて申請により減免を行う。
共通編	181	181	”罹災都市借地借家臨時処理法の適用を検討する。” ※「大規模な災害の被災地における借家借地に関する特別措置法」により、同法が廃止されたことから	修正	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用された際には、同法に基づき早期の復興を図る。
震災編	2	2	鳩ヶ谷庁舎又は	修正	新庁舎2期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは
震災編	8	8	<図一震災時の初動体制概要図・非常体制第2配備> かわぐち市民パートナーステーション、市社会福祉協議会 ・通訳ボランティア ・医療ボランティア ・一般ボランティア ・福祉ボランティア	修正	<図一震災時の初動体制概要図・非常体制第2配備> かわぐち市民パートナーステーション、川口市社会福祉協議会 ・一般ボランティア 災害ボランティアセンター対応 ・専門ボランティア 災害ボランティアセンター対応 団体受付については県窓口及び各部対応
震災編	8	8	初動体制概要図中設置場所「鳩ヶ谷庁舎3回会議室」	修正	「第一本庁舎大会議室」
震災編	8	8	初動体制概要図中「電気、電話、水道、ガス施設」	修正	初動体制概要図中「電気、通信、水道、ガス施設」
震災編	23	23	一般ボランティアは、発災時に被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護など労務を提供するボランティアであり、以下の活動分野を想定する。 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資や義援品の仕分け、輸送 ・高齢者や障害者等要配慮者の支援 ・被災地の清掃、がれきの片づけなど ・避難所や仮設住宅における生活支援(心理面での支援を含む) ・その他被災地における軽作業等	修正	一般ボランティアは、専門的知識がなくとも可能な労務を担う。復興期における被災者支援に係る労務を提供するボランティアであり、以下の活動分野を想定する。 A 一般ボランティア(災害ボランティアセンターで主に受け付けるもの) ・被災地の清掃、がれきの片づけなど ・その他被災地における軽作業等 B 一般ボランティアが対応可能性のあるもの ・避難所や仮設住宅における生活支援(心理面での支援を含む) ・避難所の運営補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資や義援品の仕分け、輸送
震災編	23	23	②専門ボランティアの活動分野の文章内、「・外国語の通訳。情報提供」の文言	修正	「・外国語の通訳、情報提供」に変更
震災編	24	24	(5)災害ボランティアセンターの運営 ⑤ 特殊な技能を要する作業に関しては、各ボランティアの有する技能、資格、経験などに配慮した配置とする。	追加	(5)災害ボランティアセンターの運営 ⑤ 特殊な技能を要する作業に関しては、県専門ボランティア受入れ窓口や各部で立ち上げる専門ボランティア窓口などと連携を図る。
震災編	29	29	情報の内容「・河川の氾濫状況(益水、決壊箇所、時期など)」	修正	「・建物被害状況」
震災編	29	29	情報の内容「・浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向」	修正	「・火災発生状況」
震災編	29	29	「表-収集すべき情報」最上段 担当部署「建築審査班」	修正	「建築安全班」へ変更

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
震災編	30	30	ライフラインの被災状況(電気、水道、ガス、電話通信施設など)	修正	ライフラインの被災状況(電気、通信、水道、ガス施設など)
震災編	30	30	留守番電話で対応し、東日本電信電話(株)のボイスメールを活用するよう、	修正	留守番電話で対応し、東日本電信電話(株)の災害用伝言ダイヤル(171)等を活用するよう、
震災編	37	37	「災害用伝言ダイヤル(171)」	修正	「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」
震災編	39	39	NTT災害用伝言ダイヤル171	修正	「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」
震災編	40	40	市役所及び各支所に	修正	専用のコールセンター及び第一本庁舎や支所等に
震災編	54	54	第5緊急搬送体制の確立 2後方医療機関への搬送 の本文中 「市立医療センター緊急離着陸場」	修正	「基幹災害拠点病院駐車場屋上のヘリコプター離着陸場」
震災編	56	56	3 情報伝達方法の確保「市は、本内において」	修正	「市は、本市域において」
震災編	58	58	第3 避難誘導の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
震災編	58	58	「第3 避難誘導」の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
震災編	64	64	2 避難所への誘導及び帰宅行動の支援の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
震災編	64	64	「2 避難所への誘導及び帰宅行動の支援」の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
震災編	67	68	第3 外国人の安全確保における「語学ボランティア」の表記(4か所)	修正	「通訳ボランティア」に変更
震災編	75	75	3 表内「実施機関」の「交通班」「情報班」「支所班」	追加	「施設管理者」
震災編	75	75	災害用伝言ダイヤル(171)	修正	災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)
震災編	79	79	本庁舎内ロビー等に設置した	修正	第一本庁舎等に設置した
震災編	88	88	日常生活に欠くことができない場所及び	削除	
震災編	88	88	罹災者の保護と	削除	
震災編	88	88	住宅関係	修正	道路・河川
震災編	88	88	次の基準で市長が実施するものとする。	修正	各管理者の管理範囲において実施する。
震災編	88	88	(1)対象 障害物の除去の対象となるものは、以下のとおりとする。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの ④ 住家が半壊または床上浸水したもの ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの (2)除去の方法 作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。 (3)除去戸数 半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。 (4)費用及び期間 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。	削除	
震災編	88	88	倒壊構造物、土砂、立木などが日常生活に欠くことができない場所及び	削除	
震災編	88	89	1 住宅関係の障害物の除去 住宅関係の障害物の除去は、次の基準で市長が実施するものとする。 (1)対象 障害物の除去の対象となるものは、以下のとおりとする。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの ④ 住家が半壊または床上浸水したもの ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの (2)除去の方法 作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。 (3)除去戸数 半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。 (4)費用及び期間 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。	削除	
震災編	89	89	①	削除	
震災編	89	89	② 災害救助法の適用 災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、市長が行うものとする	削除	
震災編	93	93	現場対策会議	修正	局内対策会議
震災編	100	100	第5 電気電話設備	修正	第5 電気通信設備
震災編	100	100	(4)災害伝言ダイヤルの提供	修正	(4)災害伝言ダイヤル、災害用伝言板の提供
震災編	100	100	災害伝言ダイヤルなどを速やかに提供する	修正	災害伝言ダイヤル、災害用伝言板を速やかに提供する。
震災編	100	100	サービス回線を第一義として	修正	重要回線を第一義として
震災編	101	101	災害伝言ダイヤルなどを提供した場合	修正	災害伝言ダイヤル、災害用伝言板を提供した場合

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
震災編	104	104	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理	修正	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去
震災編	104	104	災害救助法に基づく住宅の修理は、次の基準で実施するものとする。	修正	災害救助法に基づく住宅の修理・障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。
震災編	104	104		追加	(1)災害救助法に基づく住宅の応急修理
震災編	104	104	災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。	修正	原則、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
震災編	105	105		追加	2災害救助法に基づく住宅の障害物の除去  (1) 除去の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の部分に対して行う。  (2) 1戸当たりの除去費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準に定める額を限度とする。  (3) 障害物の除去期間 原則、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。  (4) 除去対象者の基準 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では障害物の除去をすることができない者。  (5) 実施方法 住宅の障害物の除去は、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。
風水害編	5	5	鳩ヶ谷庁舎又は (5)災害ボランティアセンターの運営	修正	新庁舎2期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは (5)災害ボランティアセンターの運営
風水害編	21	21	⑤ 特殊な技能を要する作業に関しては、各ボランティアの有する技能、資格、経験などに配慮した配置とする。	追加	⑤ 特殊な技能を要する作業に関しては、県専門ボランティア受入れ窓口や各部署で立ち上げる専門ボランティア窓口などと連携を図る。
風水害編	27	27	留守番電話で対応し、東日本電信電話(株)のボイスメールを活用するよう、	修正	留守番電話で対応し、東日本電信電話(株)の災害用伝言ダイヤル(171)等を活用するよう、
風水害編	33	33	表一警報・注意報発表基準一覧表内 基準	更新	各数値を更新
風水害編	35	35	<表一洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位>	修正	【治水橋】 避難判断水位12.10→12.20 氾濫危険水位12.60→12.70
風水害編	41	41	「災害用伝言ダイヤル(171)」	修正	「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」
風水害編	43	43	直ちに市役所及び各支所に被災者またはその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報などに関する問い合わせに応じるための	修正	被災者またはその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報などに関する相談に対応するため、専用のコールセンター及び第一本庁舎や支所等に
風水害編	46	46	図一消防部署隊の部隊編成図 「特別救助小隊」 「救急小隊」 「高度救助小隊」	修正	図一消防部署隊の部隊編成図 「高度救助小隊」 「救急第1小隊」「救急第2小隊」 「特別高度救助小隊」
風水害編	47	47	資機材の整備・配置	修正	資機材等の整備・配置
風水害編	47	47		追加	また、水害対応資機材を搬送するための車両等を計画的に整備する。
風水害編	49	50	<表一荒川重要水防箇所(国土交通省荒川下流河川事務所管理)> <表一県管理河川重要水防箇所>	更新	それぞれ最新の数値に更新
風水害編	58	58	第3 避難誘導 1 避難誘導の流れの該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
風水害編	58	58	「第3 避難誘導」の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
風水害編	58	58	図内「避難所・避難場所・一とき避難所」	修正	「避難場所」
風水害編	58	58	図内「※一とき避難所は内水氾濫等被害が広範囲に及ばない災害」	削除	
風水害編	59	59	2 避難誘導の実施と3 避難誘導の留意点の該当部欄「都市施設部」	修正	「土木施設部」へ変更
風水害編	59	59	「2 避難誘導の実施」と「避難誘導の留意点」の該当部欄「都市施設部」	修正	それぞれ「土木施設部」へ変更
風水害編	60	60	風水害時の避難所は、荒川、芝川、新芝川の浸水想定区域を避けて指定する。	削除	
風水害編	70	70	第5緊急搬送体制の確立 2後方医療機関への搬送 の本文中 「基幹災害拠点病院緊急離着陸場」	修正	「基幹災害拠点病院駐車場屋上のヘリコプター離着陸場」
風水害編	78	78	本庁舎内ロビーに設置した	修正	第一本庁舎等に設置した
風水害編	84	84	④下水道施設などの活用 仮設トイレの数が不足し、満足なし尿処理が行えない場合には、付近の下水道が機能している避難所及び周辺の下水道施設などを仮設トイレとして活用する。	修正	④マンホールトイレの活用 仮設トイレの数が不足し、満足なし尿処理が行えない場合には、付近の避難所等に設置してあるマンホールトイレを活用する。
風水害編	86	86	日常生活に欠くことができない場所及び	削除	
風水害編	86	86	住宅関係	修正	道路・河川
風水害編	86	86	次の基準で市長が実施するものとする。	修正	各管理者の管理範囲において実施する。

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
風水害編	86	86	<p>(1)対象 障害物の除去の対象となるものは、以下のとおりとする。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの ④ 住家が半壊または床上浸水したもの ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの</p> <p>(2)除去の方法 作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。</p> <p>(3)除去戸数 半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。</p> <p>(4)対象者の選定 障害物除去対象者の選定順位は、市地域内居住者のうち、次のとおりとする。 ・第1順位 生活保護受給者 ・第2順位 半壊など損害の著しい者</p> <p>(5)費用及び期間 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 実施期間は、災害発生の日から10日以内とし、市長はその結果を県へ報告する。</p>	削除	
風水害編	86	86	倒壊構造物、土砂、立木などが日常生活に欠くことができない場所及び	削除	
風水害編	86	87	<p>1 住宅関係の障害物の除去 住宅関係の障害物の除去は、次の基準で市長が実施するものとする。</p> <p>(1)対象 障害物の除去の対象となるものは、以下のとおりとする。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの ④ 住家が半壊または床上浸水したもの ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの</p> <p>(2)除去の方法 作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。</p> <p>(3)除去戸数 半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。</p> <p>(4)対象者の選定 障害物除去対象者の選定順位は、市地域内居住者のうち、次のとおりとする。 ・第1順位 生活保護受給者 ・第2順位 半壊など損害の著しい者</p> <p>(5)費用及び期間 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。 実施期間は、災害発生の日から10日以内とし、市長はその結果を県へ報告する。</p>	削除	
風水害編	87	87	①	削除	
風水害編	87	87	② 災害救助法 災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、市長が行うものとする	削除	
風水害編	91	91	現場対策会議	修正	局内対策会議
風水害編	98	98	欄外「医療部」	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	100	100	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理	修正	第2 災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去
風水害編	100	100	災害救助法に基づく住宅の応急修理を、次の基準で実施するものとする。	修正	災害救助法に基づく住宅の応急修理・障害物の除去を、次の基準で実施するものとする。
風水害編	100	100		追加	(1)災害救助法に基づく住宅の応急修理
風水害編	100	100	災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。	修正	原則、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
風水害編	100	101		追加	2災害救助法に基づく住宅の障害物の除去  (1) 除去の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対して行う。  (2) 1戸当たりの除去費 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準に定める額を限度とする。  (3) 障害物の除去期間 原則、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。  (4) 除去対象者の基準 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では障害物の除去をすることができない者。  (5) 実施方法 住宅の障害物の除去は、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。
風水害編	111	111	「災害用伝言ダイヤル(171)」	修正	「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」
風水害編	125	125	第3 の欄外の担当部の情報収集部	削除	
風水害編	125	125	公園・緑地班	修正	公園班
風水害編	134	134	第5 応急対策 1 災害応急活動の業務分担 の表内「医療部」	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	135	136	欄外「医療部」	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	136	136	欄外「医療部」	修正	「基幹災害拠点病院部」
風水害編	168	168	国登録有形文化財など158の文化財がある	更新	国登録有形文化財など160の文化財がある
風水害編	171	171	東日本電信電話(株)埼玉事業部に情報連絡室を設置し、	修正	東日本電信電話(株)埼玉事業部に情報連絡室等を設置し、
風水害編	184	184	本庁舎内ロビー等に設置した	修正	第一本庁舎等に設置した
風水害編	184	184	現場対策会議	修正	局内対策会議
風水害編	186	186	配備体制決定フローの図内「災害11部警備体制」	修正	「災害12部警備体制」へ修正
風水害編	189	189	配備体制決定フローの図内「災害11部警備体制」	修正	「災害12部警備体制」へ修正
資料編	目次	目次	水道事業管理者	修正	上下水道事業管理者
資料編	目次	目次		追加	資料1.98 災害等における緊急応援に関する協定書
資料編			資料2.13 避難場所・避難道路・一とき避難広場一覧(震災) 資料2.14 指定避難所一覧(震災) 資料2.15 指定緊急避難場所一覧(風水害) 資料2.16 指定避難所一覧(風水害) 資料2.17 福祉避難所一覧	修正	資料2.13 避難場所・避難道路・一とき避難広場一覧(震災) 資料2.14 指定緊急避難場所一覧(風水害) 資料2.15 指定避難所一覧 資料2.17 福祉避難所一覧
資料編	8	8		更新	別表第3 職員動員の計画
資料編	8	8	別表第3職員動員の計画 の表内「災害拠点病院部」	修正	「基幹災害拠点病院部」
資料編	38	41	川口市災害弔慰金の支給等に関する条例	修正	例規改正に基づき、複数箇所を修正
資料編	42	44	川口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	修正	例規改正に基づき、複数箇所を修正
資料編	52	291		修正	○一部修正、再締結 「災害時における川口市と川口郵便局との協力に関する覚書(資料1.73)」 「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書資料(資料1.30、31)」 「災害時における県立学校等の使用に関する覚書(資料1.40)」 「災害時における電力復旧等に関する協定(資料1.100)」
資料編	52	291		追加	○追加 「災害時における一時滞在所の指定に関する協定書(資料1.92)」 「災害等における緊急応援に関する協定書(資料1.98)」 「災害時における被害調査の支援に関する協定書(資料1.99)」 「災害時における包括的な災害支援及び被災者の救援活動に関する協定書(資料1.101)」 「指定緊急避難場所の指定に関する協定書(資料1.102)」
資料編	139	139	水道事業管理者	修正	上下水道事業管理者
資料編	168	188	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	修正	各事業書との協定書ではなく協定書の雛型のみを掲載
資料編	292	292	川口市防災会議委員名簿の「生涯学習部長」	修正	「教育総務部長」
資料編	293	296		更新	各課別職員動員内訳表
資料編	297	297	「市街地再開発事業整備状況」表に右を追加	追加	事業名称:川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業 施行区分:組合 地区面積:約0.7ha 事業期間:令和3年度～令和7年度(予定)
資料編	297	297	平成31年4月1日現在	更新	令和3年4月1日現在
資料編	297	297	地区名:川口飯塚1丁目3番地区 施行状況:事業中	更新	地区名:川口飯塚1丁目3番地区 施行状況:完了
資料編	297	297	地区名:川口本町4丁目8番地区 施行状況:事業中	更新	地区名:川口本町4丁目8番地区 施行状況:完了
資料編	297	297	区画整理施工状況 施工中 芝中央沿道第1 進捗率 1.3	更新	区画整理施工状況 施工中 芝中央沿道第1 進捗率 5.9



## 修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
資料編	297	297	「土地区画整理事業施行状況」の「施行中」の表のうち、戸塚東部の施行年度 平5～令6	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、戸塚東部の施行年度 平5～令13
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、戸塚東部の進捗率 80.2	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、戸塚東部の進捗率 81.3
資料編	297	297	「土地区画整理事業施行状況」の「施行中」の表のうち、芝東第6の施行年度 昭和60～令元	修正	「土地区画整理事業施行状況」の「施行中」の表のうち、芝東第6の施行年度 昭和60～令6
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、芝東第4の進捗率 62.5	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、芝東第4の進捗率 62.9
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、芝東第3の進捗率 45.5	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、芝東第3の進捗率 46.4
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、新郷東部第2の進捗率 21.0	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、新郷東部第2の進捗率 21.5
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、石神西立野の進捗率 51.6	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、石神西立野の進捗率 52.7
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、安行藤八の進捗率 35.6	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、安行藤八の進捗率 37.0
資料編	297	297	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、里の進捗率 76.9	修正	土地区画整理事業施行状況の施行中の表のうち、里の進捗率 79.2
資料編	305	305	助成金・補助金制度欄	追加	「川口市既存建築物耐震診断・耐震改修補助金」「川口市既存建築物耐震改修等補助金」「川口市既存ブロック塀等安全対策補助金」の追加
資料編	305	305		追加	(制度名) 住宅リフォーム補助金  (概要と特徴) 市内の個人住宅(分譲マンションにおいては個人の専有部分)に対し、その費用の一部を助成するもの。 ○補助率: 補助対象工事費用の5% ○限度額: 10万円  (担当部署) 都市計画部
資料編	306	306	2 指定緊急一次避難場所	追加	イイナパーク川口(赤山歴史自然公園)を追加
資料編	307	310	一とき避難広場(310か所) 中央地区13か所 横曽根地区22か所 青木地区46か所 神根地区20か所 新郷地区26か所 芝地区40か所 安行地区21か所 鳩ヶ谷地区32か所	修正	一とき避難広場(334か所) 中央地区17か所 横曽根地区25か所 青木地区48か所 神根地区23か所 新郷地区28か所 芝地区43か所 安行地区27か所 鳩ヶ谷地区33か所
資料編	309	309	指定避難所一覧(風水害)	削除	ページごと削除
資料編	311	311	指定避難所一覧(震災)	追加	指定避難所一覧
資料編	312	312		修正	指定緊急避難場所一覧(風水害)の施設の見直し
資料編	313	313		削除	一とき避難所一覧(風水害)の削除
資料編	314	314	(社福)川口長生会	修正	(社福)ひふみ会
資料編	314	315	災害時における要援護者の受入れに関する協定締結施設一覧	修正	協定締結日を追加
資料編	316	317		更新	川口市避難行動要支援者登録制度実施要綱
資料編	318	318	令和元年12月現在	修正	令和2年11月現在
資料編	318	340		修正	事業所の修正、削除、追加
資料編	342	343		更新	川口市防災行政無線一覧
資料編	344	344		修正	3 移動系基地局(2.5W)1局 ※令和2年度デジタル化更新整備。令和3年度運用開始予定。 4 陸上移動局(5W)180局 ※令和2年度デジタル化更新整備。令和3年度運用開始予定。
資料編	345	347		追加	幸栄地区「18 パークホームズ川口幸町センターステージ自治会」
資料編	345	347		修正	新規自治会設立に伴い「No」が18以下で1ずつ繰り下げ
資料編	345	347	町会・自治会「合計 231」	修正	町会・自治会「合計 232」
資料編	349	349	令和元年12月現在	修正	令和2年12月現在
資料編	372	375	指定文化財一覧表	更新	最新の状態に更新
資料編	380	380	安木樋管	削除	行削除
資料編	380	380	里樋管、芝川	修正	里第2樋管、新芝川
資料編	381	381		更新	危険物施設一覧